

令和7年2月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和7年2月総会

萩市農業委員会総会議事録

2月20日(木) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 議案第 7 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について |
| 議案第 8 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について |
| 議案第 9 号 | 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届出について |
| 議案第 10 号 | 水田埋立による畑地造成の届出について |
| 議案第 11 号 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について |
| 議案第 12 号 | 現況確認書の交付について |

○出席委員（17名）

- | | | | | | | | |
|-----|---|---|-----|-----|---|---|-----|
| 1番 | 原 | 川 | 久美子 | 2番 | 横 | 山 | 喜一郎 |
| 3番 | 中 | 村 | 博 | 4番 | 草 | 野 | 隆司 |
| 5番 | 原 | 田 | 知美 | 6番 | 矢 | 次 | 利典 |
| 7番 | 三 | 村 | 浩一 | 8番 | 品 | 川 | 民雄 |
| 9番 | 金 | 子 | 哲也 | 10番 | 藤 | 田 | 芳昭 |
| 11番 | 長 | 富 | 繁美 | 12番 | 岩 | 本 | 裕子 |
| 13番 | 守 | 永 | 正範 | 欠席 | 鈴 | 川 | 肇 |
| 15番 | 大 | 田 | 忠男 | 欠席 | 中 | 野 | 恵子 |
| 17番 | 大 | 石 | 博則 | 18番 | 松 | 田 | 由美子 |
| 19番 | 片 | 岡 | 兼雄 | | | | |

○議事録署名委員

- 2番 横山 喜一郎 15番 大 田 忠 男

○議 事

事務局長 ただいまから、令和7年2月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、17名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

 本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長

をお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、2番 横山委員、15番 大田委員
をお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第7号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」
を議題に供します。第1項と第2項は譲受人が同一でありますので、
同時審議といたします。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第1項及び第2項は譲受人が同一であるため、一括し
て説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る2月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で
現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約1.3kmに位置し、赤丸でお示し
した箇所となります。

まず第1項ですが、申請地は●●●ほか1筆で、地目は2筆とも
に登記・現況が田で、面積の合計は、805㎡です。

第2項が、●●●ほか4筆で、地目は登記・現況ともに畑が4筆
で畑の面積は、737㎡、登記・現況ともに田が1筆で面積は89
㎡、全体の面積は826㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は25,406.68
㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は、第1項が
●●●の●●●さん、第2項が●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、第1項及び第2項の譲渡人の皆様方は、市外
在住で農業後継者もいないことから、農地の管理を母親と一緒に行
っている譲受人に対して贈与による譲渡の打診を行っておられまし

た。なお、譲受人の●●●さんは、譲渡人のお二方の甥にあたります。

譲受人の●●●さんは、母親とともに管理してきた親族の当該農地について、譲渡人からの申出を受けることとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は7年です。母親が●●●歳で農業経験年数は25年です。農業従事日数は本人が延べ100日、母親が120日です。

営農計画ですが、自家消費が中心ですが申請地において夏みかんやサカキ等の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクターや耕運機、草刈機、乗用管理機など営農に必要な作業機械一式をお持ちです。

以上、農地法第3条2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 9 番 この件につきまして、2月7日、先ほど説明がありましたが、●●●推進委員と、私と事務局3名で現地確認をいたしました。当日は写真のように雪が降っている状況でありましたが、今までは譲渡人の田んぼを譲受人の母親が管理しておったということで、これからは母親と一緒に柑橘あるいはサカキを植えて管理するということで、非常にきれいに管理されておられますので、何ら問題ないものと考えますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
この方は、●●●から通われるのですか。

第 9 番 そうですね。実際には母親がされるということでしょうけど、譲受人は通って母親とともに管理されるかたちです。

議 長 ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項、第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第3項の説明をいたします。

去る2月4日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約300mに位置し、●●●の隣、赤丸でお示しした箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに畑、面積は239㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はありません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、同じく●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは、所有する借家と隣接する農地について、借家に入居されているご親戚で譲受人となる●●●さんへ売買による譲渡を打診しておられました。

譲受人の●●●さんは、長年、借家にお住まいで、隣接する農地も家庭菜園として実質的な管理を行っておられ、引き続き耕作を継続のご意向であったことから、譲渡人からの申出を受けることとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は4年、農業従事日数は150日です。

営農計画ですが、申請地において引き続き、露地野菜の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、鍬や鋤等の農機具をお持ちですが、今後、耕運機や草刈機も導入するご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並

びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 7 番 2月4日に、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局、そして私とで、現地確認を行いました。詳細につきましては、事務局からの説明のとおりです。写真にもありますように、借家に隣接する畑、家庭菜園がありますが、借家を譲渡されるにあたりまして、隣接する畑を譲り受けるものです。家庭菜園として実質的な管理を行っておられ、引き続き耕作を継続し、野菜を作っていかれるということで、何ら問題はないものと思われまます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第4項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る1月30日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約1.6kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか3筆で、地目は登記・現況ともにすべて田で、面積の合計は4,047㎡です。

譲受人は●●●の●●●地区の●●●さんで、耕作面積は22,043㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんほか7名です。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんをはじめとする共有名義人は、市外在住で耕作管理が困難なため、これまで当該農地を耕作管理されておられた譲受人の●●●さんへ売買により譲渡することとして打診をしておられました。

譲受人の●●●さんは、長年、利用権設定により当該農地で水稻栽培を行っておられ、引き続き耕作を継続するご意向であったことから、譲渡人からの申出を受けることとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は40年、農業従事日数は150日です。また、奥様が年齢●●●歳、農業経験年数は25年で農業従事日数が100日となっております。

営農計画ですが、申請地において引き続き、水稻や果樹の栽培を行われる予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクターや田植機、コンバインなど営農に必要な農機具一式をお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 6 番 この件につきまして、1月30日、事務局と、●●●委員、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと現地確認を行いました。詳細につきましては、事務局からの説明のとおりです。写真にもありますが、上の3枚、●●●番、●●●番●●●, ●●●番●●●につきましては、少し荒廃しておりますが、ここには栗等の果樹を植えて、何とか農地にするということでございました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(●●●委員が挙手)

議 長 ●●●委員。

第 5 番 事務局にお伺いしますが、登記するときには、そのまま各個人に登記するのですか。

事務局 現状、相続登記がなされて議案に載っているかたち、所有者が8名おられると、それが●●●さん一人に移るので、登記上は一つになります。8名分からの申請が一人に行くというかたちになるので、問題はございません。

第 5 番 各個人からもとをもらって、司法書士がやって農業委員会へ。

事務局 そうです。農業委員会から出された許可書を持って、法務局で申請するというかたちです。相続登記はみんな済んでいる状況で、その関係で、最初4人の持分だったのが、結果として8人になっているというかたちなんですけど、だいぶ頑張って相続の手続きをやられたかんじです。

第 5 番 こういうのは初めて見たので、ありがとうございました。

議長 ほかにございませんか。
●●●さん、●●●歳ですか。

事務局 まだまだお元気で、頑張られています。

議長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第5項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第5項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る1月30日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進

委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約1.5kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに田、面積は1,348㎡です。

譲受人は●●●の●●●地区の●●●さんで、耕作面積は45,377.48㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは、相続により当該農地を取得されましたが、市外在住で農業後継者もいないため、これまで当該農地を耕作管理されておられた譲受人の●●●さんへ売買により譲渡することとして打診をしておられました。

譲受人の●●●さんは、長年、当該農地で水稻栽培を行っておられ、引き続き耕作を継続するご意向であったことから、譲渡人からの申出を受けることとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は40年、農業従事日数は250日です。また、奥様が年齢●●●歳、農業経験年数は30年で農業従事日数が100日となっております。

営農計画ですが、申請地において引き続き、水稻の栽培を行われる予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクターや田植機、コンバインなど営農に必要な農機具一式をお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 6 番 この件につきましても、1月30日に、事務局と、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと私で、現地確認を行いました。今まで小作で耕作されていた●●●さんがこの農地を買われてそのまま水稻を耕作管理されますので、何ら問題はございませんので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第6項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第6項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る2月6日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西へ約2km～4.3kmに点在して位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか25筆で、地目は登記・現況ともに田が19筆で面積が19,110㎡、登記・現況ともに畑が7筆で面積が6,525㎡、全体の面積は25,635㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はございません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは、相続により農地を取得されましたが、県外在住で農業後継者もいないため、実家の住宅とともに萩市の空き家バンクに農地付き物件として登録されておられました。

譲受人の●●●さんは、農業に関心があり、●●●から地方へ移住するにあたって●●●地区の物件に興味を示され、空き家バンクを通じて、住宅とともに農地を取得することとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数はございません。農業従事日数は150日の予定です。

営農計画ですが、申請地において畑地では露地野菜を、水田には

水稻を栽培する予定で、4月から県立農業大学校の社会人研修に参加されるほか、地域内の農業法人等に技術指導をいただきながら作業受託等により営農を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、現在、農機具をお持ちでないため、栽培品目に合わせ、必要に応じて作業機械を導入するご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 5 番 事務局から説明があったとおり、2月6日、私と、事務局、●●●推進委員、●●●推進委員、●●●委員と現地確認を行いました。空き家バンクを介した売買になります。頑張っていただけだと思います。農地が広範囲に広がっていて、先代のお父さんの●●●さんですが、大変な努力家でごさいますて、●●●地域の起伏の激しいところで、牛を飼ったり、ブドウを作ったり、水稻を作ったりということで、たいへん素晴らしい人で、何度かお話をさせてもらったことがございますが、あそこでないとできない農業をされていたと思っております。私にも、農業が好きだからやったらどうかと言われたのですが、作目が違うので、できませんと言いましたが、●●●さんにもしっかり頑張ってもらったと思います。以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
●●●さんは全くの素人ですか。

事 務 局 そうですね。農業経験はございませんが、農業に関心があって、全国で候補地を探す中で、●●●を選ばれたということです。ほかに遊休農地はないだろうかということでしたが、経験がないのでまず、県立農業大学校で勉強をしてもらってから、ということを行いました、やる気はあります。

議 長 水稻をやるにしても、一連の機械がいりますが、どこか借りるとこ

ろがあればいいですが。

事務局 作業機械の導入は計画されておりますが、当面は地域内の農業法人に作業委託をして、一緒に作業をなされると伺っております。

議長 安心しました。ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第6項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は、説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第8号第1項について説明いたします。議案は6ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

2月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

こちらの案件は、無断転用の追認の許可申請案件となります。

1月20日に●●●推進委員さんが無断転用を発見したものです。

申請地は、●●●から南東へ1.4kmの県道沿いに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない、県道・宅地・山林に囲まれた地域にある小集団農地3.6haで第2種農地です。該当条文はありません。

申請地は、●●●、地目は、登記は田、現況は無断転用のため荒廃、面積は2,257㎡のうち1,372.06㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

権利区分は、賃借権の設定となります。

場所は、●●●線を●●●方面に行き、●●●さんの事務所近く

にある農地になります。

また、1月総会で許可されました議案第2号第1項の5条申請地、●●●の一時転用地の近くになります。

写真の説明をします。

(写真の説明8枚)

転用目的ですが、萩市上下水道局発注の「●●●地区外基幹管路布設工事」を受注したことに伴い、請負業者である●●●さんが、資材置場として利用するため、原状回復期間を含め令和8年4月30日まで一時転用するものですが、無断転用であるため、このたび始末書を添付し、追認の許可を受けるものです。

工事は●●●・●●●・●●●が受注していますが、代表して●●●さんが申請されたものです。

なお、事業完了後は、農地として原状回復する旨の誓約書が添付されており適当です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は宅地と●●●さん所有の山林と畑、東側は貸付人の●●●さん所有の畑、●●●さん所有の田、南側は●●●さん所有の田がありますが、一時転用であり、法面部分は使用しないため特に問題はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、申請地にこのようにユンボ3台、ダンプトラック6台、砕石(ダスト)60m³、こちらにも砕石(RC-40)40m³、配水铸铁管70本と継手類一式、及び仮設プレハブハウス2棟と仮設トイレ1.26m²を設置され、奥の方は残土置場として利用されます。

用排水計画ですが、雨水は、自然流下で地下浸透、汚水は汲み取りのため適当です。

被害防除計画ですが、砂利敷きで整地しており、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

境界はこの辺りまでずっとありますが、そのうちの何m²ということで、法面は利用しておりません。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 9 番 この件につきまして、2月7日、●●●推進委員と私と事務局3名とで現地確認を行いました。内容につきましては、事務局から詳しい説明がありましたが、この件については、無断転用の追認ということで、言いたいことはいろいろありますが、周辺の農地には耕作を本気でやられておられる状況でもありませんし、また、原状回復をして戻すということですので、周辺その他等に問題はないものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないので、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案－1)

議 長 議案第9号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第9号第1項について説明します。議案は8ページです。
こちらは、農地法第4条の適用除外である農地法施行規則第29条第1号の、2アール未満の農業用施設の農地転用の届出の提出がありましたので、報告いたします。

2月4日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

(スクリーンに位置図を表示)

位置ですが、●●●から北東150mの市道沿いに位置する、第一種住居地域内にあり、過去に公共投資の対象にはなっていない周囲を河川及び宅地に囲まれた小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

地番は●●●、地目は畑、面積361㎡の内148㎡です。

届出者は、●●●の●●●さんで、転用目的は、農機具や資材の保管をする農業用倉庫の建設及び駐車場を整備するものです。

倉庫は、平家建て、幅4m、奥行き8m、高さ3mから2.5mの面積32㎡の片流れ屋根の農業用倉庫です。

駐車場は116㎡を整備するものです。耕作又は養畜の事業のために必要不可欠なものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は市道、西側・南側・東側は青線を挟んで宅地に囲まれているため隣接農地はありません。東側の宅地は●●●さんの実家です。

(スクリーンに配置図を表示)

用排水計画ですが、排水は雨水のみで、自然流下で北側市道横の農業用排水路に流れるため適当です。

被害防除計画ですが、造成は行わず整地のみを行うものであり、土砂等の流出の恐れはなく適当です。以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある農業委員は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第9号の報告は終わります。

(報告事案－2)

議長 議案第10号「水田埋立による畑地造成の届出について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第10号第1項について説明します。議案は10ページです。

2月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

届出地は、●●●から南東へ1.4kmの県道沿いに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない、県道・宅地・山林に囲まれた地域にある小集団農地3.6haです。

地番は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積は372㎡です。

申請者は、●●●の●●●さんです。

(スクリーンに位置図を表示)

こちらが申請地で、先ほど説明いたしました議案第8号の農地法第5条申請地の隣の農地で、12月総会で3条申請により取得された農地となります。

畑地造成を行う理由は、届出地の水田が末端にあるため、北側にある水田から流れる水が流れ込み、また、排水の方法が土水路しかなく、乾く間もなく溜まっている状況であるため、このたび、嵩上げて畑地造成を行い、各種季節野菜及び柑橘類、文旦、夏みかん等を植えられる計画です。

埋め立て内容ですが、砂質土で334.63㎡の盛り土を行う計画です。

盛り土の高さは、一番低いところが最低50cm、一番高いところが最高1.3mで、平均90cmとなります。

なお、隣接農地は北側に●●●さん所有の田がありますが、5条申請の一時転用地であるため、また、境界は1m空けて、土砂が崩落しないように、安定勾配の1:1とし、法面は芝張りするため、特に問題はないと思われます。

また、届出者の●●●さんからは、産業廃棄物を投棄しないこと、埋立て完了後は畑として耕作すること、工事後2年間は農地として有効利用し転用を行わないこと等が記載された、誓約書も提出いただいております。以上、報告いたします。

議長

説明が終わりました。発言のある農業委員は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長

特に発言がないようですので、以上で議案第10号の報告は終わります。

(報告事案－３)

議 長 議案第１１号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事 務 局 議案第１１号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」説明いたします。議案書の一覧表は１２ページです。

本日は、３件の合意解約が提出されております。それでは、第１項から説明いたします。

対象農地は、●●●で、地目は登記、現況ともに田で面積は１，２０４㎡です。賃借人は、●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。

解約後は、別の担い手が４月１日から新たに利用権設定により耕作されます。

続いて、第２項及び第３項は、農地中間管理事業の合意解約になり、関連がありますので一括して説明します。先ほどの議案第７号の第６項で農地法３条許可申請の際にご審議いただいた農地になります。対象農地は、●●●ほか２筆で、地目は登記・現況ともにすべて田で面積の合計は５，２１２㎡です。

賃借人は●●●の●●●さんで、やまぐち農林振興公社を介した貸借で、賃貸人が●●●の●●●さんです。

解約後は、３条許可で取得された移住者の●●●さんが耕作をなされます。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案１１号の報告は終わります。

(報告事案－４)

議 長 議案第１２号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第１２号の第１項について説明いたします。議案は１４ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

2月4日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西に930mに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は91㎡外2筆で合計面積は117㎡です。

申請人は、●●●の持分1/2の●●●さんほか1名です。

こちらが、申請地で、国道●●●号線から市道●●●線を●●●方面に100m行ったところにある農地です。

申立てによると、申請地●●●番●●●及び●●●番●●●は、隣接地●●●番●●●に建てられている、昭和50年建ての居宅の出入口として、●●●番●●●は居宅のたたきとしてコンクリート舗装されており、農地としての現況をとどめていないとのことです。

本調査によると、申請地●●●番●●●及び●●●番●●●は、コンクリート舗装された出入口として、●●●番●●●はコンクリート舗装された犬走りとして利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第2項について説明いたします。

1月27日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西に220mに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は480㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、申請地で、●●●のプールの横にある農地です。

申立てによると、申請地は、平成2年に相続により取得したが、相続して以降手入れを行っておらず、雑木が繁茂しており、農地としての現況をとどめていないとのことです。

本調査によると、申請地は、雑木等が生い茂り、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第3項について説明いたします。

2月10日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東に1 km及び1.8 kmに位置する、●●●、登記地目は田、面積は1,036 m²外4筆で合計面積は6,959 m²です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、●●●というところで、●●●の線路沿いにあるのが●●●で、林道●●●線沿いにあるのが●●●です。

申立てによると、申請地5筆は、40年前までは父親が耕作していたが、害獣被害及び体力の衰えにより耕作を断念し、現在は草木や竹が繁茂し耕作不可能となっているとのことです。

本調査によると、申請地5筆は、竹や雑木等が生い茂り、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第4項について説明いたします。

1月30日、●●●委員さん、●●●職務代理、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東に1.1 kmに位置する、●●●、登記地目は田、面積は1,307 m²外1筆で合計面積は3,406 m²です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、申請地で、市道●●●線と市道●●●線が合流するところにある農地です。

申立てによると、申請地2筆は、令和6年12月に相続したが、20年以上前より耕作しておらず、原野・竹林化しており、農地としての現況をとどめていないとのことです。

本調査によると、申請地2筆は、竹や雑木等が生い茂り、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第5項について説明いたします。議案は15ページです。

2月6日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西に1.1 kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は514 m²外2筆で合計面積は946 m²です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、申請地で、●●●という集落の市道●●●線の山裾にある農地です。

申立てによると、申請地３筆は、昭和４５年に父親が購入したが、一度も耕作されておらず、現況山林となっているとのことです。

本調査によると、申請地３筆は、４０年生位の杉が植えられており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。
以上報告します。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案１２号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前１０時１５分 閉会